

Ⅱ 民間給与実態調査結果の概要

令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和 8 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

新潟県人事委員会、人事院及び新潟市人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 888事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により21層に層化し、これらの層から186事業所を無作為に抽出した。そのうち調査を完了した事業所は166事業所であり、その内訳は第15表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

5 集計

(1) 調査実人員は、行政職相当職種が6,476人（初任給関係 312人、初任給関係以外 6,164人）であり、その他の職種が744人（初任給関係 2人、初任給関係以外 742人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は41,062人であり、このうち、行政職相当職種は29,014人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

6 調査結果

調査の結果は、第15表から第24表までのとおりである。

第15表

産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模				
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
産 業 計	事業所 166	事業所 28	事業所 19	事業所 33	事業所 86
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—	—
鉱業,採石業,砂利採取業、 建設業	22	2	2	6	12
製 造 業	76	8	7	12	49
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	24	6	4	6	8
卸 売 業 , 小 売 業	7	3	—	1	3
金 融 業 , 保 険 業 、 不動産業,物品賃貸業	6	3	—	—	3
教育,学習支援業、 医療,福祉、サービス業	31	6	6	8	11

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が16所あった。
- 2 調査対象事業所186所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた182所に占める調査完了事業所166所の割合（調査完了率）は、91.2%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表

職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	円 * 279,521	円 * 285,923	円 x
		大学卒	239,786	245,676	234,996
		短大卒	* 214,308	* 214,308	—
		高校卒	199,196	* 201,439	* 198,538
	新卒技術者	大学院修士課程修了	* 265,429	* 267,650	* 253,944
		大学卒	244,735	* 242,605	* 246,641
		短大卒	* 215,142	x	* 214,486
		高校卒	212,099	* 216,420	* 197,951
	新卒事務員計 新卒技術者計	大学院修士課程修了	* 267,115	* 269,121	* 258,968
		大学卒	241,618	244,502	239,188
		短大卒	* 214,662	* 214,742	* 214,486
		高校卒	209,295	215,281	198,232
その他	新卒船員	海上技術 学校卒	—	—	—
	新卒大学助教	大学卒	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	—	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—
		高校卒	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	x	x	—
	準新卒看護師	養成所卒	x	x	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和5年3月又は令和6年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者（令和7年4月採用者を除く）に限っている。

3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第17表

企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

(1) 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表(2)企業規模500人以上及び本表(3)企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	8	54.9	752,288	9,482	742,806		
	短 大 卒	5	54.4	879,059	1,131	877,928		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	3	55.9	536,274	23,711	512,563		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	10	47.3	559,877	142	559,735		
	高 校 卒	6	48.5	620,114	0	620,114		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	194	53.4	598,435	3,752	594,683		
	短 大 卒	116	52.7	610,746	4,564	606,182		
	高 校 卒	20	53.7	551,802	303	551,499		
	中 学 卒	57	54.8	591,480	3,290	588,190		
	技 術 部 長	x	x	x	x	x	同 上	同 上
	大 学 卒	134	53.5	655,668	4,749	650,919		
	短 大 卒	87	52.7	670,910	4,692	666,218		
	高 校 卒	13	54.4	657,936	0	657,936		
	中 学 卒	33	55.1	618,122	6,890	611,232		
	事 務 部 次 長	x	x	x	x	x	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	同 上
	大 学 卒	89	52.2	573,732	2,370	571,362		
	短 大 卒	57	51.6	615,402	2,186	613,216		
	高 校 卒	7	50.8	496,544	12,757	483,787		
	中 学 卒	25	54.1	497,451	65	497,386		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

- (注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。
- 2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 部 次 長	人 58	歳 52.5	円 594,716	円 21,766	円 572,950	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	本表(2)企業規模500人以上及び本表(3)企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	34	51.0	623,178	21,375	601,803		
	短 大 卒	11	54.0	526,506	34,948	491,558		
	高 校 卒	13	55.1	575,308	12,829	562,479		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長	312	49.3	512,925	13,265	499,660	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	177	48.2	537,295	16,896	520,399		
	短 大 卒	49	50.9	468,118	7,445	460,673		
	高 校 卒	86	50.6	488,585	9,157	479,428		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	362	50.2	573,229	15,833	557,396	同 上	同 上
	大 学 卒	205	49.3	596,186	15,775	580,411		
	短 大 卒	34	49.9	552,662	20,500	532,162		
	高 校 卒	122	51.6	541,441	14,838	526,603		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	事務課長代理	193	45.7	488,128	53,631	434,497	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	同 上
	大 学 卒	125	43.7	506,384	62,024	444,360		
	短 大 卒	33	50.8	463,467	37,673	425,794		
	高 校 卒	35	49.4	438,919	34,883	404,036		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	89	47.7	492,490	73,082	419,408	同 上	同 上
	大 学 卒	39	45.0	523,629	81,212	442,417		
	短 大 卒	16	50.7	466,108	62,793	403,315		
	高 校 卒	34	49.0	473,539	69,517	404,022		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	464	45.2	410,126	51,488	358,638	係の長及び係長級専門職	同 上
	大 学 卒	275	42.5	419,796	56,140	363,656		
	短 大 卒	70	48.5	389,217	41,530	347,687		
	高 校 卒	118	50.1	399,977	45,748	354,229		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		

(注) 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	人 406	歳 47.1	円 471,468	円 74,158	円 397,310	係の長及び係長級専門職	本表(2)企業規模500人以上及び本表(3)企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	179	44.5	468,833	75,871	392,962		
	短 大 卒	43	48.5	457,715	68,876	388,839		
	高 校 卒	183	49.3	476,773	73,132	403,641		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	事 務 主 任	352	44.0	368,623	38,955	329,668	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同 上
	大 学 卒	157	39.6	391,357	44,661	346,696		
	短 大 卒	89	46.4	352,313	30,384	321,929		
	高 校 卒	104	48.6	349,557	38,250	311,307		
	中 学 卒	2	51.0	254,409	0	254,409		
	技 術 主 任	443	43.6	416,937	54,926	362,011	同 上	同 上
	大 学 卒	238	40.6	417,180	55,229	361,951		
	短 大 卒	55	47.9	411,048	51,834	359,214		
	高 校 卒	149	47.1	418,897	55,510	363,387		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	事 務 係 員	1,623	38.0	308,451	28,910	279,541		同 上
	大 学 卒	782	34.6	320,422	33,087	287,335		
	短 大 卒	374	39.5	291,229	20,944	270,285		
	高 校 卒	462	42.6	302,248	28,340	273,908		
	中 学 卒	5	47.9	258,416	11,947	246,469		
	技 術 係 員	1,427	35.5	361,155	49,363	311,792		同 上
	大 学 卒	700	32.1	366,761	54,428	312,333		
	短 大 卒	221	38.7	359,418	46,107	313,311		
	高 校 卒	499	38.8	354,606	44,047	310,559		
	中 学 卒	7	39.1	325,667	24,989	300,678		

(注) 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう(以下本表において同じ。)

(2) 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	7	55.2	778,079	817	777,262		
	短 大 卒	5	54.4	879,059	1,131	877,928		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	2	57.4	514,510	0	514,510		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	9	46.1	563,870	160	563,710		
	短 大 卒	5	46.3	644,749	0	644,749		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	4	46.0	493,937	298	493,639		
	事 務 部 長	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	84	54.5	612,942	138	612,804		
	短 大 卒	42	53.9	616,816	117	616,699		
	高 校 卒	11	53.8	596,594	557	596,037		
	中 学 卒	31	55.5	614,240	3	614,237		
	技 術 部 長	-	-	-	-	-	同 上	同 上
	大 学 卒	72	54.1	715,289	123	715,166		
	短 大 卒	52	53.5	731,707	0	731,707		
	高 校 卒	3	54.0	922,690	0	922,690		
	中 学 卒	16	55.9	632,535	533	632,002		
	事 務 部 次 長	x	x	x	x	x	前記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	46	53.0	597,722	1,124	596,598		
	短 大 卒	36	52.5	624,570	1,384	623,186		
	高 校 卒	2	47.7	515,670	0	515,670		
	中 学 卒	8	56.6	474,233	0	474,233		
	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	同 上	同 上
	大 学 卒	21	51.1	704,062	43,312	660,750		
	短 大 卒	16	49.8	721,035	51,436	669,599		
	高 校 卒	2	56.8	618,340	710	617,630		
	中 学 卒	3	53.6	672,969	29,208	643,761		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	人 200	歳 49.9	円 549,697	円 16,419	円 533,278	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と 同等と認められる課の長及 び課長級専門職	行政職 7 級、8 級
	大 学 卒	114	49.1	574,941	20,574	554,367		
	短 大 卒	31	50.7	499,846	11,474	488,372		
	高 校 卒	55	51.3	524,574	10,314	514,260		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	206	49.5	627,417	22,251	605,166	同 上	同 上
	大 学 卒	134	48.6	638,031	22,608	615,423		
	短 大 卒	15	48.1	615,305	31,773	583,532		
	高 校 卒	56	51.9	605,545	19,462	586,083		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	事務課長代理	117	46.1	491,478	57,422	434,056	前記課長に事故等のあると きの職務代行者 課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上 を有する者 職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代 理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職 5 級、6 級
	大 学 卒	76	44.5	512,570	70,134	442,436		
	短 大 卒	21	50.4	459,303	27,013	432,290		
	高 校 卒	20	49.0	430,868	30,924	399,944		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	42	48.0	535,006	82,135	452,871	同 上	同 上
	大 学 卒	22	46.1	524,643	66,423	458,220		
	短 大 卒	5	50.8	585,310	103,685	481,625		
	高 校 卒	15	49.4	532,237	94,328	437,909		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 長	273	45.7	432,391	57,651	374,740	係の長及び係長級専門職	行政職 3 級、4 級
	大 学 卒	169	43.4	432,672	63,083	369,589		
	短 大 卒	35	48.2	426,825	45,246	381,579		
	高 校 卒	69	50.6	434,794	50,237	384,557		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 係 長	248	48.0	516,099	87,914	428,185	同 上	同 上
	大 学 卒	106	45.3	511,752	96,162	415,590		
	短 大 卒	18	49.3	532,453	82,883	449,570		
	高 校 卒	124	50.0	517,370	81,612	435,758		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	人 歳 円 円 円							
	事 務 主 任	192	44.0	393,360	44,494	348,866	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	94	40.3	417,373	51,947	365,426		
	短 大 卒	46	47.4	377,380	29,648	347,732		
	高 校 卒	52	47.7	363,293	43,748	319,545		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	205	44.0	477,115	76,984	400,131	同 上	同 上
	大 学 卒	112	41.0	469,379	80,521	388,858		
	短 大 卒	20	47.7	483,191	73,805	409,386		
	高 校 卒	73	47.4	487,417	72,391	415,026		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 員	920	38.2	320,734	35,688	285,046		行政職 1級
	大 学 卒	470	35.4	328,818	39,668	289,150		
	短 大 卒	182	39.0	300,748	26,372	274,376		
	高 校 卒	267	42.7	320,064	34,933	285,131		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技 術 係 員	807	36.9	386,860	57,530	329,330		同 上
	大 学 卒	378	32.8	389,777	63,815	325,962		
	短 大 卒	120	38.5	384,963	57,415	327,548		
	高 校 卒	305	40.8	384,516	50,868	333,648		
	中 学 卒	4	46.8	361,042	10,809	350,233		

(3) 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7 級、8 級
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	110	52.8	589,795	5,904	583,891	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	74	52.2	608,162	6,457	601,705		
	短 大 卒	9	53.5	498,366	0	498,366		
	高 校 卒	26	54.2	570,670	6,295	564,375		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技 術 部 長	62	53.0	600,635	9,020	591,615	同 上	同 上
	大 学 卒	35	51.7	597,938	10,322	587,616		
	短 大 卒	10	54.5	597,739	0	597,739		
	高 校 卒	17	54.6	607,488	11,580	595,908		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	43	51.6	553,642	3,413	550,229	前記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
	大 学 卒	21	50.3	603,166	3,255	599,911		
	短 大 卒	5	51.7	491,321	16,241	475,080		
	高 校 卒	17	53.3	505,215	87	505,128		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	37	53.2	544,475	11,867	532,608	同 上	同 上
	大 学 卒	18	51.8	558,163	1,403	556,760		
	短 大 卒	9	53.5	510,201	41,027	469,174		
	高 校 卒	10	55.5	546,362	7,974	538,388		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	人 事 課 長	112	48.4	円 458,895	円 8,630	円 450,265	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5 級、6 級
	大 学 卒	63	46.8	479,076	11,208	467,868		
	短 大 卒	18	51.3	419,196	1,231	417,965		
	高 校 卒	31	49.7	442,103	7,663	434,440		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	156	50.8	518,890	9,397	509,493	同 上	同 上
	大 学 卒	71	50.2	538,839	6,410	532,429		
	短 大 卒	19	51.1	513,261	13,410	499,851		
	高 校 卒	66	51.4	497,979	11,703	486,276		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	76	45.3	483,570	48,473	435,097	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職 4 級
	大 学 卒	49	42.5	497,514	50,395	447,119		
	短 大 卒	12	51.3	469,091	52,070	417,021		
	高 校 卒	15	49.9	447,963	39,330	408,633		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	47	47.5	462,384	66,672	395,712	同 上	同 上
	大 学 卒	17	43.9	522,654	95,418	427,236		
	短 大 卒	11	50.7	417,445	46,099	371,346		
	高 校 卒	19	48.8	435,472	53,427	382,045		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	191	44.6	381,067	43,444	337,623	係の長及び係長級専門職	行政職 3 級
	大 学 卒	106	41.2	401,322	46,180	355,142		
	短 大 卒	35	48.8	351,207	37,774	313,433		
	高 校 卒	49	49.5	356,956	40,201	316,755		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	158	46.0	409,425	55,036	354,389	同 上	同 上
	大 学 卒	73	43.5	413,598	49,758	363,840		
	短 大 卒	25	47.9	405,646	59,117	346,529		
	高 校 卒	59	48.0	403,339	57,793	345,546		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	事 務 主 任	人 160	歳 44.0	円 341,624	円 32,909	円 308,715	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職 2 級 (一部は 3 級)
	大 学 卒	63	38.6	356,463	34,889	321,574		
	短 大 卒	43	45.5	328,871	31,073	297,798		
	高 校 卒	52	49.4	336,602	33,064	303,538		
	中 学 卒	2	51.0	254,409	0	254,409		
技 術	技 術 主 任	238	43.4	385,180	43,285	341,895	同 上	同 上
	大 学 卒	126	40.3	390,346	42,227	348,119		
	短 大 卒	35	48.0	377,717	41,683	336,034		
	高 校 卒	76	46.9	379,073	45,699	333,374		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
関 係 職 種	事 務 係 員	703	37.8	293,547	20,685	272,862		行政職 1 級
	大 学 卒	312	33.4	308,471	23,720	284,751		
	短 大 卒	192	40.0	282,986	16,243	266,743		
	高 校 卒	195	42.4	280,315	20,224	260,091		
	中 学 卒	4	51.5	270,662	16,840	253,822		
	技 術 係 員	620	34.0	332,037	40,112	291,925		同 上
	大 学 卒	322	31.5	344,910	45,516	299,394		
	短 大 卒	101	38.9	329,680	32,943	296,737		
	高 校 卒	194	35.9	311,428	34,199	277,229		
	中 学 卒	3	33.2	298,306	35,958	262,348		

2 公民給与比較の対象外職種（その他の職種）

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 〔業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。〕
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	3	56.8	326,056	28,584	297,472	
	用 務 員	4	57.3	277,236	21,710	255,526	
教育 関係 職種	大 学 学 部 長	-	-	-	-	-	
	大 学 教 授	3	56.8	326,056	28,584	297,472	
	大 学 准 教 授	4	57.3	277,236	21,710	255,526	
	大 学 講 師	-	-	-	-	-	
	大 学 助 教	3	56.8	326,056	28,584	297,472	
	高 等 学 校 校 長	18	53.7	655,142	100,093	555,049	
	高 等 学 校 教 頭	17	51.7	540,303	2,839	537,464	
	高 等 学 校 教 諭	20	45.6	571,208	85,822	485,386	
研究 関係 職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 〔下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。〕
	研 究 部 (課) 長	x	x	x	x	x	
	研 究 室 (係) 長	18	39.9	386,211	0	386,211	
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 員	9	46.4	643,217	367	642,850	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	人 2	歳 66.5	円 1,504,023	円 93,855	円 1,410,168	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	11	57.8	1,825,395	514,237	1,311,158	上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者
	医 科 長	29	51.2	1,683,279	487,079	1,196,200	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	21	38.0	1,135,839	199,955	935,884	
	歯 科 医 師	2	55.0	1,662,469	273,597	1,388,872	
	薬 局 長	5	54.1	553,837	49,615	504,222	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	34	39.4	382,755	36,379	346,376	
	診 療 放 射 線 技 師	44	42.6	403,573	34,389	369,184	
	臨 床 検 査 技 師	58	38.7	361,960	29,693	332,267	
	栄 養 士	23	35.3	284,167	12,076	272,091	
	理 学 療 法 士	58	38.8	333,928	14,631	319,297	
	作 業 療 法 士	57	37.6	312,242	10,838	301,404	
	総 看 護 師 長	5	54.3	512,383	15,169	497,214	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	69	49.1	496,321	64,566	431,755	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師	141	43.1	414,208	57,893	356,315	
	准 看 護 師	19	48.4	334,376	42,130	292,246	

3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事務・技術関係職種	支 店 長 ・ 工 場 長	人 x	歳 x	円 x	円 x	円 x	1の(1)企業規模計の備考欄参照
	事 務 ・ 技 術 部 長	14	63.0	598,785	24	598,761	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	3	63.3	388,189	21,795	366,394	
	事 務 ・ 技 術 課 長	29	62.2	423,795	6,254	417,541	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	12	62.1	547,566	56,372	491,194	
	事 務 ・ 技 術 係 長	18	61.2	391,449	41,778	349,671	
	事 務 ・ 技 術 主 任	9	64.0	387,662	33,568	354,094	
	事 務 ・ 技 術 係 員	308	62.3	285,996	14,891	271,105	

第18表

民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	59.5%
支 給 し な い	40.5%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

第19表

民間における国内異動に係る手当等の支給状況

1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
	%	%	
86.6	76.3	57.2	13.4

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用 を支給 する	年間支給回数						帰宅費用 を支給 しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	%	%	%	%	%	回	
83.6	(13.8)	(43.4)	(7.8)	(22.1)	(12.9)	18.1	16.4

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第 20 表

民間における通勤手当の支給状況

1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支 給 形 態			支給しない
	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
98.3%	(84.0%)	(0.5%)	(15.5%)	1.7%

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 令和8年職種別民間給与実態調査において、新潟県人事委員会及び新潟市人事委員会が調査を担当した県内128事業所において行った独自の附帯調査の集計結果である(第20表2から4において同じ。)

2 自動車使用者への通勤手当の支給月額

距離区分(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
民間手当額	4,531円	7,763円	14,147円	20,340円	25,012円	28,519円	31,394円
県の手当額	4,000円	7,500円	13,400円	19,100円	24,800円	30,500円	36,200円
距離区分(片道)	70km	80km	90km	100km			
民間手当額	33,306円	35,206円	37,043円	38,889円			
県の手当額	41,900円	47,600円	53,300円	59,000円			

(注) 民間手当額は、支給制度を「距離段階別定額制」としている事業所の集計結果である。

3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支 給 形 態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
48.3%	(0.0%)	(29.9%)	(37.4%)	(32.7%)	51.7%

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

4 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月 額					
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満
55.6%	0.0%	0.0%	20.9%	0.0%	0.0%
月 額					
8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上		
0.0%	0.0%	23.5%	0.0%		

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制、制限支給制又は一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。
2 全額支給制及び制限支給制にあっては最高支給月額。

第21表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
52.4 %	47.6 %	48.8 %	51.2 %	48.6 %	51.4 %

第22表

民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	100.0%	63.4%	
		36.6%	0.0%

（注） 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表

定年年齢を60歳から引き上げた事業所における
一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額	
課 長 級	52.3%	36.3%	47.7%
非 管 理 職	49.8%	33.9%	50.2%

- （注） 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第24表において同じ。）。
- 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表

定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
78.0%	78.9%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。